別表六 (三十一) の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が平成19年改正前の措置法 (2において「平成19年旧措置法」といいます。) 第42条の6第6項(中小企業者等が特定機械等を 指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別 控除取戻税額)の規定等の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「基準リース料10」及び「税額控除限度額相当額 11」の各欄の記載に当たっては、次によります。
- (1) 平成19年旧措置法第42条の6第6項の規定等の適用を受ける場合には、

「基準リース料
$$(9) \times \frac{100}{100}$$
 10」とあるのは「基準リース料 $(9) \times \frac{60}{100}$ 10」 と、 「税額控除限度額相当額 $(10) \times \frac{7}{100}$ 11」とあるのは「税額控除限度額相当額 $(10) \times \frac{7}{100}$ 11」として記載します。

(2) 平成19年旧措置法第42条の7第6項《事業基盤強化設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》の規定等の適用を受ける場合には、

「基準リース料
$$(9) \times \frac{100}{100}$$
 10」とあるのは
「基準リース料 $((9) \times \frac{60}{100})$ 又は $((9) \times \frac{60}{100} \times \frac{35 \times 1250}{100})$ 10」
「税額控除限度額相当額 $(10) \times \frac{7}{100}$ 11」とあるのは
「税額控除限度額相当額 $(10) \times \frac{7}{100}$ 11」として記載します。

(3) 平成19年旧措置法第42条の10第6項(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除

取戻税額)の規定等の適用を受ける場合には、「基準リース料 $(9) \times \frac{100}{100}$ 10 とあるのは「基準リース料 $(9) \times \frac{60}{100}$ 10 」 「税額控除限度額相当額 $(10) \times \frac{15}{100}$ 11 」として記載します。

(4) 平成19年旧措置法第42条の11第6項《情報 基盤強化設備等を事業の用に供しなくなっ た場合のリース特別控除取戻税額》の規定の 適用を受ける場合には、

「基準リース料 10」とあるのは「基準リース料 10」とあるのは「9)× $\frac{42}{100}$ 10」と、「税額控除限度額相当額 11」とあるのは「税額控除限度額相当額 $(10)\times\frac{10}{100}$ 11」として記載します。

(5) 平成18年改正法附則第106条《情報通信機器等を取得した場合等の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正前の措置法第42条の11第11項《リース情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額》の規定の適用を受ける場合には、「基準リース料(9)× $\frac{100}{100}$ 10」とあるのは「基準リース料(9)× $\frac{60}{100}$ 10」とあるのは「9)× $\frac{60}{100}$ 10」とあるのは「税額控除限度額相当額」に税額控除限度額相当額」にの、「税額控除限度額相当額」にの、 $\frac{10}{100}$ 11」として記載します。